

別添 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)

助成対象		介護事業所等サービス継続支援事業							
		(1)新型コロナウイルス感染症者が発生又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ)に対応した介護サービス事業所・施設等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む)(17を除く)	(2)新型コロナウイルス感染症の流行に伴い自宅でサービスを提供する通所系事業所	(3)感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等					
事業所・施設等の種別(※1)		各サービス共通							
通所系	1	通常規模型	537	/事業所	537	/事業所	268	/事業所	
	2	通所介護事業所	大規模型(I)	684	/事業所	684	/事業所	342	/事業所
	3		大規模型(II)	889	/事業所	889	/事業所	445	/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		231	/事業所	231	/事業所	115	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所		226	/事業所	226	/事業所	113	/事業所
短期入所系	6	通常規模型	564	/事業所	564	/事業所	282	/事業所	
	7	通所リハビリテーション事業所	大規模型(I)	710	/事業所	710	/事業所	355	/事業所
	8		大規模型(II)	1,133	/事業所	1,133	/事業所	567	/事業所
訪問系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27	/定員	-	13	/定員	
	10	訪問介護事業所		320	/事業所	-	160	/事業所	
	11	訪問入浴介護事業所		339	/事業所	-	169	/事業所	
	12	訪問看護事業所		311	/事業所	-	156	/事業所	
	13	訪問リハビリテーション事業所		137	/事業所	-	68	/事業所	
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	/事業所	-	254	/事業所	
	15	夜間対応型訪問介護事業所		204	/事業所	-	102	/事業所	
	16	居宅介護支援事業所		148	/事業所	-	74	/事業所	
	17	福祉用具貸与事業所		-	-	-	282	/事業所	
	18	居宅療養管理指導事業所		33	/事業所	-	16	/事業所	
多機能型	19	小規模多機能型居宅介護事業所		475	/事業所	-	237	/事業所	
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	/事業所	-	319	/事業所	
	21	介護老人福祉施設		38	/定員	-	19	/定員	
入所施設・居住系	22	地域密着型介護老人福祉施設		40	/定員	-	20	/定員	
	23	介護老人保健施設		38	/定員	-	19	/定員	
	24	介護医療院		48	/定員	-	24	/定員	
	25	介護療養型医療施設		43	/定員	-	21	/定員	
	26	認知症対応型共同生活介護事業所		36	/定員	-	18	/定員	
	27	介護老人ホーム(軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上))		37	/定員	-	19	/定員	
	28	介護老人ホーム(軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下))		35	/定員	-	18	/定員	
	補助対象期間		利用者又は職員の感染が判明した日から利用者又は職員の感染のおそれなくなった日まで			派遣(受入)開始日から開始終了日まで			
対象経費 (ただし、補助対象期間中に発生した経費に限る)		<p>●(1)①～②に該当する事業所・施設等の場合</p> <p>①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(※4 介護施設等に限る)</p> <p>②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材確保 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用</p> <p>④感染性廃棄物の処理費用</p> <p>⑤感染者又は感染者と接触のあった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用(備品は除く)</p> <p>⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所確保使用料、ヘルパー同行指導謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認用のタブレットのリース費用(通信費用は除く)</p> <p>※①、②については、代替サービス提供期間の分に限る</p> <p>●(1)③に該当する施設等の場合 一定の要件に該当する自費検査費用(※4 介護施設等に限る)</p> <p>●(1)④に該当する高齢者施設等の場合 感染対策を行った上で施設内療養に要する費用(※5 高齢者施設等に限る)</p>			<p>①通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ②通所系サービスの代替サービス提供のための費用 (代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)) ※①、②については、代替サービス提供期間の分に限る</p> <p>③感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴った介護人材確保 ④感染が発生した事業所・施設等からの介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費</p>				
助成額		<p>・1事業所・施設等につき、(1)(ア)、(1)(イ)、(1)(ウ)それぞれを基準単価まで助成することができる。</p> <p>・令和5年10月1日以前に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、月額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。</p> <p>・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の差(支出額)を比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>・なお、(1)(ア)(ただし、令和5年4月1日以後に生じた助成額については、(1)(ア)(④を除く)及び(ウ)の事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価をト乗せることができる。</p>							
<p>※1事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、</p> <p>○各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により補助する。</p> <p>○介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により補助する。</p> <p>○通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助申請時点での規模とする。</p> <p>※2「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。</p> <p>※3「自主的に休業」は、各事業所が定める運営規程の営業目において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が※2の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。</p> <p>※4「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱いは、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」(令和5年3月28日厚生労働省老健局長通知別添1)の定めに基づく。</p> <p>※5「感染対策を行った上で施設内療養に要する費用」及び「緊急事態宣言又はまん延防止重点措置適用に伴う追加補助」の取扱いは、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」(令和5年3月28日厚生労働省老健局長通知別添2)の定めに基づく。</p>									